

株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）第 27 条第 1 項の規定による監査役の意見

令和 3 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 4 年 5 月 31 日

株式会社国際協力銀行

監 査 役

.....角 谷 講 治.....^印.....

監 査 役

.....土 屋 光 章.....^印.....

監 査 役

.....玉 井 裕 子.....^印.....